

市町村の優遇制度

市町村	補助金名称	対象業種	補助要件	補助金額	限度額
大分市	企業立地促進助成金	製造業 (製造業以外の産業でも対象となりうるが、情報通信関連産業支援助成金の対象産業を除き、かつ、県・市等により造成された工場用地への立地に限る)	〔新設〕 ○投資額10億円(中小企業は1億円)以上 ○新規雇用者20人(中小企業は5人)以上 〔増設・移設〕 ○投資額10億円(中小企業は5千万円)以上 ○新規雇用者10人(中小企業は2人)以上(正規雇用・非正規雇用は問わない)	投資額×6% 新規雇用者数×50万円	5億円
	情報通信関連産業支援助成金	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット付随サービス業 デザイン業・機械設計業	新規雇用者5名以上 (正規雇用従業員のみ)	用地・建物取得費×5% 投下固定資産額×5% 新規雇用者数(正規)×50万円(3年間) 新規雇用者数(非正規、パート)×3万円(3年間) オフィス賃借料×1/3(1年間) 通信回線使用料(従量分)×1/2(3年間) ASPサービス等使用料×5%(3年間) ファイナンスリースによる物件取得費×5%	2億8,000万円(3年間の合計) うち通信回線使用料は通算2100万円(3年間)
	本社機能移転促進助成金	企業の「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理業務部門」「研究所」の本市への移転、増設	新規雇用者10人(中小企業は3人)以上 (正規雇用・非正規雇用・パート従業員等の合算で可)	用地・建物取得費×10% 投下固定資産額×10% 新規雇用者数(正規)×60万円(3年間) 新規雇用者数(非正規、パート)×20万円(3年間) オフィス賃借料×1/2(2年間)	3億円(3年間の合計)
別府市	オフィス系企業誘致促進補助金	情報関連産業 (ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業若しくは機械設計業又はこれらのいずれかの事業と認められる部門を有する事業)	〔新設〕 ○新規雇用者3名以上 〔増設〕 ○事業所の面積又は設備規模50%以上拡大 ○新規雇用者3名以上	①新規地元雇用者数(正規)×30万円(3年間) 新規地元雇用者数(非正規)×10万円(3年間) ②オフィス賃借料×1/3(3年間) ③投下固定資産額×10% ④市内宿泊者×5,000円(3年間) ⑤講師旅費費用弁済(3年間)	①なし ②200万円/年 ③200万円 ④10万円/回、年2回 ⑤10万円/回、総額30万円
		BPO・コールセンター事業	〔新設〕 ○新規雇用者10名以上 〔増設〕 ○事業所の面積又は設備規模50%以上拡大 ○新規雇用者10名以上	①新規地元雇用者数(正規)×20万円(3年間) 新規地元雇用者数(非正規)×5万円(3年間) ②オフィス賃借料×1/3(3年間) ③投下固定資産額×10% ④業務システム(ASP等)使用料×10%(3年間) ⑤通信回線使用料(基本分+従量分)×1/3(3年間)	①なし ②200万円/年 ③200万円 ④200万円/年 ⑤200万円/年
		本社機能移転事業に伴う事業(地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設で地域再生法施行規則第8条第1項に掲げる業務施設)	〔新設〕 ○新規雇用者5名以上 〔増設〕 ○事業所の面積又は設備規模50%以上拡大 ○新規雇用者5名以上	①新規地元雇用者数(正規)×30万円(2年間) 転勤者数(正規)×10万円(2年間) 新規地元雇用者数(非正規)×10万円(2年間) ②オフィス賃借料×1/4(2年間) ③投下固定資産額×10% ④市内宿泊者×5,000円(3年間) ⑤講師旅費費用弁済(3年間)	①なし ②200万円/年 ③200万円 ④10万円/回、年2回 ⑤10万円/回、総額30万円
中津市	企業立地促進条例	製造業 道路貨物運送業 倉庫業 学術・開発研究機関 職業・教育支援施設 中津市経済を牽引する事業者として選定された地域 未来牽引企業	〔新設〕 ○設備投資額3,000万円以上 ○新規雇用者3人以上 ○公害防止措置 〔増設〕 ○設備投資額3,000万円以上 ○新規雇用者1人以上 ○公害防止措置	①固定資産税相当額(3年間) ②用地取得費×30% ③設備投資額×10% ④新規雇用者数×20万円 ⑤土地及び建物賃借料×30%(3年間)	①なし ②5,000万円 ③3,000万円 ④2,000万円 ⑤300万円/年
		情報サービス業 インターネット付随サービス業 コールセンター業 BPOオフィス業	〔新設〕 ○新規雇用者10人以上 〔増設〕 ○新規雇用者5人以上	①新規雇用者数×20万円 ②土地及び建物賃借料×50%(3年間)	①2,000万円 ②300万円/年
日田市	企業立地促進条例	製造業 運送業 電気・ガス・熱供給業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 研究機関等	〔新設・設備更新等〕 ○設備投資額5000万円以上 ○新規雇用者5名以上(ソフトウェア業等は3人以上) ○公害防止協定の締結 〔増設等〕 ○設備投資額2500万円以上 ○新規雇用者1名以上 ○公害防止措置	①固定資産税に対する不均一課税50/100 (新設は5年間、増設は3年間) ②新規雇用者数×20万円 ③用地取得費×20/100 ④設備投資額×3/100 ⑤通信費(電話料、回線使用料、データ通信料)×1/3(3年間) ⑥土地及び建物等の賃借料×1/2(3年間) ⑦埋蔵文化財発掘調査費の1/3 ※アウトコンヒートへ立地される場合は、優遇内容が変更されます。	①なし ②2,000万円 ③5,000万円 ④5,000万円 ⑤100万円/年 ⑥500万円/年 ⑦3,000万円
		企業立地促進条例	製造業 電気・ガス・熱供給業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 道路貨物運送業 倉庫業 開発研究機関ほか	○投資額2,500万円以上(土地代除く) ○新規雇用者3人(増設は1人)以上 ○公害防止措置の実施	①固定資産税の100%(3年間) ②都市計画税の100%(3年間) ③投資額×20% ④新規雇用者数×30万円 ⑤用地取得費×50%
佐伯市	情報通信関連企業立地促進補助金	情報通信関連産業 情報処理・提供サービス業	○新規雇用者3人以上	回線使用料、借室料合計の1/2相当額(3年間)	新規雇用者数に応じて変わる 3人～9人→250万円/年 10人～19人→500万円/年 20人～→1,000万円/年
	企業立地促進条例	製造業・運送業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 旅館・ホテル業 電気・ガス・熱供給業など	○設備投資額と用地取得額の合計が5,000万円以上(増設は2,700万円超) ○新規雇用者3人(増設は1人)以上	①設備投資額×10% ②用地取得費×50% ③新規雇用者数×30万円 ④新規転入世帯×30万円 ⑤事業所家賃×30%(3年間) ⑥社宅整備費×10%	①2,000万円 ②1,000万円 ③1,000万円 ④1,000万円 ⑤300万円/年 ⑥1,000万円
臼杵市	企業立地促進条例	農業、林業 漁業 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業 卸売業、小売業 金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス業 サービス業など	①設備投資助成金、②雇用促進助成金 (法人・組合の場合) ○設備投資額+用地取得費が2,700万円以上 ○新規雇用者3人以上1年以上継続 〔個人の場合〕 ○設備投資額+用地取得費が500万円以上 ○新規雇用1人以上1年以上継続 ③社宅整備助成金 ○社宅整備費+用地取得費が5,000万円以上、4世帯以上が入居可能な社宅の新設・増設 ○社宅全戸数の2分の1以上に社宅入居者(市内従業者)又は転入社宅入居者(市外から転入した従業者)が入居していること	①設備投資額×5% ②新規雇用従業員数×30万円(3年間) ③社宅整備費×5%(3年間) ※用地取得費は対象としない	①300万円/年 ②300万円/年 ③300万円/年 ※500万円/年を全ての助成金の上限とする
	企業立地促進条例	製造業・運送業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 旅館・ホテル業 電気・ガス・熱供給業など	○設備投資額と用地取得額の合計が5,000万円以上(増設は2,700万円超) ○新規雇用者3人(増設は1人)以上	①設備投資額×10% ②用地取得費×50% ③新規雇用者数×30万円 ④新規転入世帯×30万円 ⑤事業所家賃×30%(3年間) ⑥社宅整備費×10%	①2,000万円 ②1,000万円 ③1,000万円 ④1,000万円 ⑤300万円/年 ⑥1,000万円

市町村の優遇制度

市町村	補助金名称	対象業種	補助要件	補助金額	限度額
竹田市	企業育成及び誘致促進条例	製造業 情報通信業 医療業 学校教育 学術・開発研究機関 学術・文化団体	○事業所等用地の取得が新設・移転の場合、製造業、医療業、学校教育、学術・開発研究機関、学術・文化団体で500㎡以上、情報通信業で100㎡以上 ○投資額2,500万円以上(土地代除く) ○新規雇用者5人以上増加 ○用地取得後3年以内の操業開始 ○公害防止条例等の遵守	①用地取得費に関する補助 ・造成済み用地: 用地取得費の3/10 ・未造成用地: 用地取得費の5/10 ②投資額×5% ③新規雇用者数×10万円 ④固定資産税免除(3年間)	①1,000万円～5,000万円(雇用者数による) ②500万円～1,000万円(雇用者数による) ③なし ④なし
	新規立地雇用促進奨励金	製造業 コールセンター等	○新規雇用者(市内在住)5人以上(操業から1年以内)	新規雇用者数×30万円	450万円
豊後高田市	企業立地促進条例	製造業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 道路貨物運送業 学術・開発研究機関 旅館・ホテル業 コールセンター業	○投資額5,000万円(増設は2,700万円)以上(設備投資額と用地取得費の合計) ○新規雇用者3人以上(増設は1人)以上 ○公害防止措置の実施	①設備投資額×10% ②用地取得費×50% ③新規雇用者数×30万円(3年間) ④緑地・環境施設整備額×50% ⑤工場等の賃借料×50%(3年間)	①3,000万円 ②3,000万円 ③3,000万円(3年間の合計) ④1,000万円 ⑤300万円/年
	企業立地促進条例	製造業 情報サービス業 旅館・ホテル業 学術・開発研究機関等	○投資額5,000万円(増設は2,700万円)以上 ○新規雇用者5人(増設は1人)以上 ○公害防止協定の実施	①固定資産税に対する課税免除及び不均一課税 ・新設 5年間課税免除 ・増設 5年間不均一課税50/100 ②新規雇用者数×20万円 ③用地取得費×50% ④事業所家賃×30%(3年間)	①なし ②2,000万円 ③3,000万円(市有地5,000万円) ④300万円/年
宇佐市	工場等設置促進条例	製造業 情報サービス業 道路貨物運送業 梱包業 旅館・ホテル業 スポーツ施設提供業	○市外企業・新規雇用者5人以上 ○市内企業・新規雇用者3人以上(増設は1人以上) ○投下固定資産額が2,700万円以上(②・④については5,000万円以上) ○公害防止協定を締結 ○操業を開始していること ○住宅手当等制度を設置していること(⑦のみ)	①固定資産税相当額(3年間) ②投下固定資産額×10%(用地・環境配慮設備を除く) ③新規雇用者数×30万円(3年間) ④用地取得額×50% ⑤環境配慮設備の設置費用×50% ⑥工場・用地の賃借料×50%(3年間) ⑦本市への転入者(代表者・役員、正規社員)一人につき月額2万円または住宅手当制度に要する費用のいずれか少ない額(3年間)	①なし ②3,000万円 ③3,000万円(総額) ④3,000万円 ⑤1,000万円 ⑥300万円/年 ⑦300万円/年(総額)
			○福利厚生施設(土地を除く)の設置費用が300万円以上 ○福利厚生施設が事業に直接供されるものではないこと ○公害防止協定を締結 ○操業を開始していること	⑧福利厚生施設の設置費用×50%	⑧1,000万円
豊後大野市	企業立地促進条例	製造業 電気・ガス・熱供給業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 コールセンター業 道路貨物運送業 研究開発機関	○新設は投資額5,000万円以上 増設は投資額2,500万円以上(新たな事業所の設置等が必要) ○新規雇用者5人以上(増設は1人)以上 ○公害防止協定の実施	①投資額×5% ②新規雇用者数×10万円 ③用地取得費×5% ④固定資産税の50/100(3年間)	①2,000万円 ②1,000万円 ③3,000万円 ④なし
	情報関連企業誘致促進事業補助金	情報サービス業 インターネット付随サービス業	○新規雇用者3人以上	①賃借料×1/2(3年間) ②通信回線使用料×1/2(3年間) ③改装費×1/2(1回) ④常勤の従業員×10万円(1回)	①100万円 ②100万円 ③100万円 ④100万円
由布市	企業立地促進条例	製造業 電気・ガス・熱供給業 情報通信業など	○設備投資額と用地取得額の合計が5,000万円(増設は2,700万円)以上 ○新規雇用者5人(増設は1人)以上	①固定資産税の収納額の50%(5年間) ②設備投資額×5% ③用地取得費×5% ④新規雇用者数×20万円	①なし ②1,000万円 ③1,000万円 ④1,000万円
国東市	企業立地促進条例	製造業 コールセンター業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 道路貨物運送業 スポーツ施設提供業 電気・ガス・熱供給業 旅館・ホテル業	○設備投資額3,000万円以上(増設は1,000万円以上) ○新規雇用者5人(増設は1人)以上 ○公害防止協定の実施	①固定資産税相当額(3年間) ②新規雇用者数×80万円 ③事業所家賃×1/2(3年間)	①なし ②1,500万円 ③300万円/年
	ビジネスホテル誘致条例	ビジネスホテル	○市有地にビジネスホテルを建設	①市有地の無償貸付(10年間)	①なし
	サテライトオフィス誘致促進補助金交付要綱	IT関連企業等(通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能な事業所)	○市内に存する空き家、空き店舗又は空き公共施設を利用し、サテライトオフィスを開設する者 ○サテライトオフィスを開設する為に、市内に存する空き家、空き店舗又は空き公共施設の改修を行うもの。 ○従業者(市内に在住者で常勤)が5名以上	①賃貸費・通信費・事務機器等リース費×1/2(3年間) ②備品購入費×1/2 ①改修費×1/2 ②新規雇用者数×10万円	①80万円/年 ②20万円 ①300万円 ②100万円
日出町	企業立地促進条例	製造業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 道路貨物運送業 飲食料品卸売業 学術・開発研究機関 非破壊検査業 旅館・ホテル業 コールセンター業	○設備投資額5,000万円以上(製造業以外は2,000万円以上) (増設の場合は2,000万円以上) ○新規雇用者5人(増設は3人)以上	①固定資産税の1/2(3年間) ②用地取得費の2/10 ③建物等の賃借料の3/10(3年間)	①なし ②2,000万円 ③年度200万円、合計600万円
九重町	企業立地促進助成金交付要綱	自動車関連 エネルギー関連 電子・電気・機械 情報・食品 農林水産関連産業等	○投資額1億円(増設は2,500万円)以上 ○新規雇用者数5人(増設は1人)以上 ○土地取得後1年以内の着工(増設は2年以内) ○公害防止協定の締結	①固定資産税相当(3年間) ②新規雇用者数×5万円 ③用地取得費×10% ④ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除 (1回線、工事費・加入金は1回、使用料は3年間)	①なし ②500万円 ③3,000万円 ④なし
玖珠町	企業立地促進助成金	製造業 電気・ガス・熱供給業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 運輸業 旅館・ホテル業 学術・開発研究機関 職業・教育支援施設 コールセンター業	○町内者新規雇用5人(増設は1人)以上 ○投資額5,000万円(増設は2,700万円)以上 ○公害防止措置の実施	①製造業の固定資産税相当額(5年間)(増設は3年間) ②新規雇用者数×10万円(3年間) ③投資額の1/10	①なし ②500万円(3年間の合計) ③3,000万円
	玖珠工業団地企業立地促進助成金	製造業 電気・ガス・熱供給業 情報通信サービス業 運輸業 学術・開発研究機関 職業・教育支援施設	○町内者新規雇用10人以上 ○投資額3億円以上 ○新規用地取得面積10,000㎡(増設は3,000㎡)以上 ○公害防止措置の実施	①製造業の固定資産税相当額(5年間)(増設は3年間) ②新規雇用者数×10万円(3年間) ③投資額の1/10	①なし ②500万円(3年間の合計) ③取得用地の面積に応じて変わる ・1工区又は2工区の一括取得…1億5千万円 ・5ha以上の用地取得…5千万円 ・5ha未満の用地取得…3千万円